

## 1 事業所の概要

事業所の名称	与論町児童発達支援センターほのぼの
事業所の所在地	〒891-9308 鹿児島県大島郡与論町那間 3348 番地 1
設置者	与論町長 山 元宗
管理者	所長 阿野 斉
児童発達支援管理責任者	副所長 吉田 朋子 主任保育士 川北 英代
事業内容	(1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス (3) 保育所等訪問支援
利用対象者	障害のある児童（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）及び難病等対象者）又はその可能性のある児童で、通所受給者証の交付を受けた者。
利用定員	16名 （利用定員とは、当事業所において「同時に」サービスの提供を受けることができる「利用者数の上限」をいいます。）
開所日	火曜日～土曜日
休所日	日曜日、月曜日、祝日、年末年始等
開所時間	火曜日～金曜日 8：30～18：15 土曜日、長期休業日 8：30～17：15
活動時間	(1) 児童発達支援：火曜日～土曜日 9：00～12：30 (2) 放課後等デイサービス 【単位1】：火曜日～金曜日 14：30～17：30 【単位2】：土曜日・長期休業日 9：30～16：00

## 2 運営方針

- (1) 利用児の最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援に当たります。
- (2) 利用児個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めます。
- (3) 利用児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、認定こども園等と連携を図りながら支援を行います。
- (4) 保護者や地域の様々な社会資源との緊密な連携のもとで、利用児の状態等を踏まえて支援を行います。
- (5) 児童福祉法及びその他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

## 3 事業の種類と目的

- (1) 児童発達支援  
未就学児の利用児に対して、子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分に配慮し

ながら、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行い、子どもの成長を支援することを目的とします。

(2) 放課後等デイサービス

就学児の利用児に対して、学校の授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行い、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことを目的とします。

(3) 保育所等訪問支援

認定こども園又は小学校（以下「認定こども園等」という。）を訪問し、利用児に対して、利用児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うことを目的とします。

#### 4 各事業の支援内容

(1) 児童発達支援

① 発達支援

ア 本人支援 利用児が、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援します。

イ 移行支援 利用児が、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを支援します。

② 家族支援 利用児を育てる家族に対して、障害の特性や発達の各段階に応じて、利用児の「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて丁寧な支援を行います。

③ 地域支援 利用児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、認定こども園等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

① 学校に就学している利用児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与し、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の利用者の状況に応じた発達支援を行います。

② 共生社会の実現に向けた後方支援 利用児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障するため、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図るなどの支援を行います。

③ 保護者支援

ア 子育ての悩み等に対する相談を行います。

イ 家庭内での養育等について、ペアレント・プログラム等を活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援を行います。

ウ 保護者の時間を保障するため、ケアを一時的に代行する支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

① 認定こども園等を訪問し、利用児に対して、当該施設における利用児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行います。

② 認定こども園等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行います。

#### 5 利用料

- (1) 事業所が利用児の保護者から受領する費用の種類及びその額は次に掲げるとおりです。
  - ① 通所給付費に係る法で規定されている利用者負担額は、条例により与論町が負担することとし免除します。ただし、免除申請書の提出が必要となります。
  - ② 給食費は、認定こども園給食費又は学校給食費と同額となります。なお、生活保護世帯については免除しております。  
0～2歳児クラス：0円、3～5歳児クラス：40円  
小学生：165円、中学生：195円、保護者（母子通園）：240円
  - ③ 日常生活において通常必要となるものに係る費用は、実費相当額となります。
  - ④ その他、特に納付を要するものとして町長が認める費用の額
- (2) (1)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用児の保護者に対し交付します。
- (3) (1)の③④の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用児の保護者に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用児の保護者の同意を得るものとします。

## 6 利用に当たっての留意事項

- (1) 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、速やかに職員にお知らせください。
- (2) 感染症の予防にご協力をお願いします。
- (3) 利用児の健康管理に必要な情報をご提供ください。
- (4) 利用予定日時の変更又は中止があった場合は、原則として利用日の前日までにご連絡ください。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従ってください。

## 7 療育目標

- (1) 健康で病気に負けない体づくりをする。
- (2) 基本的な生活習慣を身に付け主体的に生活する。
- (3) 気持ちを力いっぱい表現する。
- (4) 仲間を大切にし、仲間と共に生きる。

## 8 療育内容

- (1) 基本的な生活習慣の形成  
毎日の繰り返しの中で、食事、排泄、着脱を含めた生活のリズムの定着を図ります。
- (2) 遊び  
子どもの発達や特性を考慮し、適切な素材や遊具を取り入れた遊びを展開します。
- (3) 専門家による療育指導  
専門家による療育指導を受け、連携しながら療育を進めます。
- (4) 保護者との取り組み
  - ① 親子活動
  - ② 学習会
  - ③ 個人面談

9 日課表（児童発達支援）

日課表（児童発達支援）

時 間	一日の流れ（火～土曜日）
9：00	順次登所 所持品の始末 ◇ 着替え ◇ タオル（手拭き・体拭き・口拭き） ◇ 歯ブラシ・コップ ◇ 連絡帳・シール帳  自由遊び（室内 屋外） トイレ・手洗い・水分補給
9：50	朝の会 ◇ うた（季節の歌・わらべうた・手遊び歌） ◇ おへんじ ◇ 読み聞かせ
10：10	課題あそび ◇ 感覚素材遊び ◇ 運動遊び ◇ お絵かき ◇ 制作 他
11：15	給食準備
11：30	給食
12：10	片付け 歯磨き 着替え 降所準備
12：30	帰りの会
12：40	降所

10 日課表（放課後等デイサービス）

日課表（放課後等デイサービス）

時間	一日の流れ (火～金曜日)	時間	一日の流れ (特別校時)	時間	一日の流れ (土曜日、長期休業日)
				9:00	順次登所 所持品の始末
				9:30	朝の会 課題遊び・好きな遊び ◇ 運動遊び ◇ 絵画制作 ◇ 地域活動 ◇ クッキング 他
		11:30	下校、順次登所 所持品の始末 着替え		
		12:00	給食	12:00	給食
		12:30	・宿題 ・好きな遊び	12:30	・宿題 ・好きな遊び
14:00	下校、順次登所 所持品の始末 着替え ・宿題 ・好きな遊び			15:00	おやつ 掃除
15:30	おやつ 課題遊び・好きな遊び ◇ 感覚素材遊び ◇ 運動遊び ◇ 絵画制作 他	15:30	おやつ 掃除	15:45	帰りの会
		16:15	課題遊び・好きな遊び ◇ 感覚素材遊び ◇ 運動遊び ◇ 絵画制作 他	16:00	降所
17:15	帰りの会	17:15	帰りの会		
17:30	降所	17:30	降所		

## 11 年間行事予定

年間行事予定表

月	ほのぼの	保健センター	町学校教育関係
4月 5月 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜植え</li> <li>・水遊び</li> <li>・地域活動（探検）</li> <li>・運動遊び</li> <li>・制作遊び</li> <li>・百合ヶ浜へ行こう</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高始業式</li> <li>・小中入学式</li> <li>・高校入学式</li> <li>・町特別支援連絡協議会 町教育支援委員会</li> <li>・3小学校遠泳大会</li> </ul>
7月 8月 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海遊び</li> <li>・水遊び</li> <li>・かき氷作り</li> <li>・セミ捕り</li> <li>・地域活動（探検）</li> <li>・運動遊び</li> <li>・制作遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回療育相談 8/21(木)、22(金) (大島児童相談所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高終業式</li> <li>・小中高始業式</li> <li>・与中体育祭</li> <li>・就学相談会</li> <li>・3小学校運動会</li> </ul>
10月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動（探検）</li> <li>・運動遊び</li> <li>・制作遊び</li> <li>・クリスマス会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町特別支援連絡協議会 町教育支援委員会</li> <li>・小学校学習発表会</li> <li>・就学児検診</li> <li>・与中文化祭</li> <li>・那間小フェスティバル</li> <li>・小中高終業式</li> </ul>
1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正月遊び</li> <li>・餅つき</li> <li>・節分（豆まき）</li> <li>・地域活動（探検）</li> <li>・運動遊び</li> <li>・制作遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回療育相談 1/19(木)、20(金) (大島児童相談所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高始業式</li> <li>・高校卒業式</li> <li>・中学校卒業式</li> <li>・小学校卒業式</li> </ul>

※ 面談及び懇談会を必要に応じて随時行います。

## 12 入所時等にそろえる物

児童発達支援		
毎 日	着替え	着替えは多めに！！
	汚した服入れ	ビニール製の袋 1枚
	口拭きタオル（小）	1枚
	手拭きタオル（ひも付き）	1枚
	体拭きタオル	1枚
	歯ブラシ、コップ	1セット
年 度 始 め （ 適 宜 ）	ティッシュペーパー	1ㇺ（5箱）
	雑巾	1枚
	台拭き	1枚

放課後等デイサービス		
毎 日	着替え入れバックと着替え	着替えは多めに！！
	汚した服入れ（毎日入れる）	ビニール製の袋 1枚
	手拭きタオル（ひも付き）	1枚
	体拭きタオル	1枚
	歯ブラシ、コップ	1セット
年 度 始 め （ 適 宜 ）	ティッシュペーパー	1ㇺ（5箱）
	雑巾	1枚
	台拭き	1枚

### 13 「お知らせ」と「お願い」

#### (1) 登所時間

- ◇ 遅くても9時30分までには登所しましょう。また、お休みしたり遅れる場合には、できるだけ前日までに連絡をして下さい。電話：97-4668 mail:ryoiku@yoron.jp

#### (2) 保健

- ◇ 体調が少しでも悪いときは、登所の際に必ず連絡して下さい。37.5度以上の熱の際は、お迎えの連絡をしますのをお願いいたします。
- ◇ 発熱・下痢・流行性の病気の時は、休ませて下さい。登所停止の病気以外でも、感染性のある場合は、様子を見てお迎えをお願いすることがあります。
- ◇ 流行性の病気後登所する時は、意見書（医師記入）又は登所届（保護者記入）を提出して下さい。（様式はほのぼのにあります。）
- ◇ 薬は、本来保護者が与えるべきものですが、緊急止むを得ない場合は、保護者とほのぼの側で話し合いの上、職員が保護者に代わって与えます。
- ◇ この場合は万全を期するために薬品投与依頼書に必要事項を記入し、薬と一緒に職員に手渡して下さい。薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は対応できません。（薬は一回分に分けて、名前を書いて当日分のみ持たせて下さい。）
- ◇ 座薬の使用は原則として行いません。止むを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付して下さい。なお使用に当たっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。
- ◇ 初めて使用する座薬については対応できません。
- ◇ 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、ほのぼのとしてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
- ◇ 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、子どもの主治医または、嘱託医の指示に従うと共に、相互の連携が必要です。
- ◇ アトピー性皮膚炎・アレルギーのあるお子さんは、診断書を添えて下さい。アレルギーでなくても気になる症状のある場合は、ご相談ください。（除去食を、調理師と相談します。）
- ◇ 爪の確認をお願いします。

#### (3) 服装

- ◇ 衣服は、本人が着脱しやすい服を着用させて下さい。
- ◇ 持ち物・着用衣服（下着等）全てに、必ず名前を書きましょう。

#### (4) 連絡

- ◇ ほのぼのからの通知は必ず読んで、返事の必要な場合は忘れないようにして下さい。
- ◇ 退所する場合には、届け出て下さい。

#### (5) 給食費等

- ◇ 給食費は、1食当たり次のとおりです。

- ・ 0～2歳児クラス：0円、3～5歳児クラス：40円(こども園給食費と同額)
- ・ 小学生：165円(学校給食費と同額)・中学生：195円(学校給食費と同額)
- ・ 保護者：240円(職員給食費と同額)

◇ 支払い方法

月に一度、ほのぼのより納入通知書をお渡しします。役場会計課窓口でお支払下さい。

(6) その他

- ◇ 玩具・お菓子・金銭等は、持たせないで下さい。
- ◇ 送り迎えは、保護者の方で責任を持って行って下さい。但し必要に応じて送迎サービスを行います。

#### 14 感染症にかかった場合の登所停止期間等

病名	潜伏期間	感染経路				医師 意見書	登所停止期間
		飛沫 感染	空気 感染	接触 感染	経口 感染		
はしか(麻疹)	10～12日	○	○	○		要	解熱後3日経過するまで。
風しん	2～3週間	○				要	発疹が消えるまで。
水ぼうそう(水痘)	2～3週間	○		○		要	発疹がすべてかさぶたになるまで。
おたふくかぜ	2～3週間	○		○		要	耳の下の腫れ発現から5日間経過後、全身状態がよくなるまで。
インフルエンザ	1～3日	○		○		登所届 要	発症後5日経過かつ解熱後3日経過するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	5～7日	○		○		要	症状が消えて2日経過するまで。
百日ぜき	1～2週間	○				要	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質治療が終了するまで。
流行性結膜炎(はやり目)	1～2週間			○		要	目の症状が治まり、医師が感染の恐れなしと認めるまで。
溶連菌感染症	2～5日			○	○	登所届 要	抗生物質の服用を始めて24-48時間が経過するまで。
手足口病	3～5日	○		○		登所届 要	熱が下がり、1日以上経過して、食事が普通にとれるようになるまで。
ヘルパンギーナ	2～4日	○		○		登所届 要	熱が下がりのどの痛みが取れ、食欲が戻るまで。
嘔吐下痢症(ウイルス性胃腸炎)	1～3日	○		○		登所届 要	下痢や嘔吐が治まり、普段の食事がとれるようになるまで。
RSウイルス感染症	4～6日	○				登所届 要	呼吸器の症状が消失し、全身状態がよくなるまで。
突発性発疹	約10日	○		○		登所届 要	解熱後1日が経過し、発疹が薄くなり、全身状態がよくなるまで。
とびひ	2～10日			○		不要	患部が乾燥するか、じくじくした部分をガーゼで覆うことができれば登所可能。
水いぼ	2～7週間			○		不要	登所可能。かき壊している場合は、患部をガーゼで覆う。

#### アタマジラミについて

アタマジラミは髪の毛に寄生し強いかゆみ、炎症をおこします。

感染力が強いため、シラミを見つけたら、すぐに連絡してください。卵と成虫が2週間以上いない状態が続いたら、完全に駆除されたと判断します。

- 予防
- ・髪はできるだけ短くするか、長い子はしぼる。
  - ・寝具、衣類は清潔にする。
  - ・ときどき、子どもの頭髪をチェックする。
- 駆除
- ・スミスリンシャンプーで洗髪する。
  - ・卵は目の細かい櫛ですき取り、つぶす。

## 15 サービス利用までの流れ

- (1) まずはお相談ください。

窓口：指定特定相談支援事業所（与論町社会福祉協議会内）

（ほのぼのでも、ご相談を受け付けます。）



- (2) 指定特定相談支援事業所が、サービス利用計画（案）を作成します。



- (3) 健康長寿課（障害者福祉担当課）が、通所受給者証を発行します。



- (4) ほのぼのに、サービス利用の申請をし、利用契約を結びます。

通所受給者証を添えて、「児童発達支援センターほのぼのの利用申請書（様式第1号）」等を提出します。



- (5) サービス利用開始